

## 第2回 静岡市災害義援金配分委員会 議事録

- 1 日 時 令和5年2月20日（月）9時30分～10時40分
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室
- 3 出席者 江原勝幸委員長、小幡剛弘委員、加山秀剛委員、田宮文雄委員
- 4 事務局 保健福祉長寿局健康福祉部 福祉総務課 生涯活躍推進室
- 5 議題
  - (1) 開会
  - (2) 保健福祉長寿局次長あいさつ
  - (3) 報告事項
    - ア 災害義援金の募集状況について
    - イ 災害義援金の配分状況について
    - ウ 被災状況について
  - (4) 審議事項  
災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について
    - ア 配分対象
    - イ 配分基準
    - ウ 配分金額
    - エ 配分時期及び配分方法
  - (5) 閉会

## 6 議事

|    |   |
|----|---|
| 司会 | 皆様お揃いですので、ただいまより、「第2回 静岡市災害義援金配分委員会」を開催いたします。委員の皆さまには、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます福祉総務課の山本と申します。よろしくお願いいたします。  |
| 司会 | 本委員会は、令和4年台風第15号の被災者の生活再建を支援し、被災者等を労わるため、市内外の皆様から自発的に寄託された義援金を公平かつ適正に被災者に配分するため、配分割合等を審議する附属機関です。<br>本日お集りの委員の皆様の任期は、参考資料2の当委員会設置規則（静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則）第5条の規定により令和5年9月30日までとなります。 |
| 司会 | では、本日机上去用意いたしました資料の確認をお願いいたします。   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>次第及び資料 1～3 を綴じた書類 1 式と参考資料 1、参考資料 2、県義援金の資料をお配りしています。資料に落丁などございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p>  |
| 司会    | <p>続きまして、保健福祉長寿局次長よりご挨拶を申し上げます。</p>   |
| 局次長   | <p>皆さま、こんにちは。静岡市保健福祉長寿局次長の池田です。</p> <p>本日は急なお願いにも関わらず『静岡市災害義援金配分委員会』にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>この度の令和 4 年 9 月台風第 15 号災害被災者への義援金配分においては、前回この委員会において協議いただきました基準に基づき、順次第 1 回配分を交付しているところでございますが、本日は更なる審議をいただくべく、再びお集まりいただきました。</p> <p>市は 9 月 30 日から義援金の募集を開始し、本日までに市内外の皆様から 849 件、総額 6 千万円を超える浄財をお寄せいただきました。</p> <p>今回は、人的被害の判明を受けて、人的被害に対する配分についてどのように取り扱うか、第 2 回配分金額をいくりにするかを審議していただきたいと考えております。</p> <p>今後、2 月末をもって被災者からの申請を締め切り、最終的な配分対象となる方の件数が確定した後、3 月から 4 月頃に最終配分の審議をお願いすることになります。委員の皆様には年度を跨いで引き続きご協力をいただくこととなり恐縮ではございますが、寄託者の篤志を被災者に伝え、生活再建の一助としていただくよう迅速な配分に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力賜りますようお願いいたします。</p> <p>以上で簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。</p> |
| 司会    | <p>なお、本日ご都合により静岡市民生委員児童委員協議会 梶谷委員が欠席でございます。欠席の梶谷委員には、後日事務局から資料をお渡しいたします。</p>  |
| 司会    | <p>次に、本日の予定でございますが、お手元の次第のとおり順次進め、閉会は、11 時頃を予定しております。</p> <p>なお、本日の出席委員は、委員数 5 名のうち現在 4 名で、過半数を超えておりますので、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。</p>   |
| 司会    | <p>それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。</p> <p>それでは、ここからの進行は、当委員会設置規則第 6 条の規定により、江原委員長をお願いいたします。</p> <p>江原委員長、よろしくをお願いいたします。</p>  |
| 江原委員長 | <p>それでは、早速、議事を進めて参ります。</p> <p>今回、報告事項が 3 件、審議事項が 1 件ございます。</p> <p>まずは、3 件まとめて報告をした後に、質疑の時間を取りたいと思います。では、報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>それでは、資料1をご覧ください。</p> <p>まず、資料一番上からご説明いたします。～資料1読み上げ～</p> <p>報告事項の説明は以上です。</p>  |
| 江原委員長 | <p>ただいまの件について、質問等ありましたらお願いします。</p>  |
| 加山委員  | <p>報告事項2の発送件数は、市から申請の案内を郵送で発送した件数でよいですか。</p>  |
| 事務局   | <p>罹災証明の被災の区分が確定している方に申請書の提出を勧奨をした発送件数です。</p>   |
| 加山委員  | <p>報告事項3の罹災証明交付件数は前回議論して配分対象としないこととした床下浸水を含む件数であって、報告事項2の発送件数は配分対象としない床下浸水を除く件数ということでしょうか。</p>  |
| 事務局   | <p>その通りです。</p>  |
| 加山委員  | <p>それでは、対象となる方にはすべて発送できているという状況でしょうか。発送できていない方はいらっしゃるのか。</p>  |
| 事務局   | <p>余程最近罹災証明が交付されたばかりの方や罹災の区分がまだ判定されていないという方以外には未発送はありません。</p>   |
| 江原委員長 | <p>他にいかがでしょうか。</p>  |
| 田宮委員  | <p>先ほど第1回を上回る配分が県からあったとのことでしたが、第1回目の1億3,000万とは別に1億9,000万の配分があるということでしょうか。</p>   |
| 事務局   | <p>合計で3億2,500万円余りが県から静岡市に配分されました。県に集まった義援金の9割程度が静岡市に配分されています。</p>   |
| 田宮委員  | <p>そのうちの2月24日までに振込予定なのが1億5,360万ということですか。</p>  |
| 事務局   | <p>県と市に集まった義援金を合計しての被災者への振込総額が1億5,360万円ということです。</p>   |
| 小幡委員  | <p>未申請の方がどのような状態なのかどのような傾向にあるのかということとはつかまれているのでしょうか。</p>  |
| 事務局   | <p>再度のご案内はお送りしているのですが、どのようなご事情があって返送いただけないのかということまでは把握できておりません。</p> <p>住民票の住所宛に申請勧奨をお送りしているのですが、被災を受けてほかの場所に避難している方もいらっしゃいます。罹災証明の申請の際に送付先の住所を別に指定された方にはその住所に送るなどご希望に沿った対応をしています。ただし、郵送で返戻されれば届かなかったことが確認できるのですが、届いてしまった方で申請いただけてない方については、全部は把握できておりません。2回目の発送はそういった工夫をしてお手元に届くようにご案内をしていますので、申請率は上がってくるのではと考えています。</p> |



|       |   |
|-------|---|
|       | いただいているかと思えます。記帳していただければギエンキンという名目で振り込まれていることは確認していただけます。   |
| 江原委員長 | 他にいかがでしょうか。   |
| 加山委員  | 資料3で配分見込み額の計算がされていますが、この金額は確定した被災者数に配分することにしていて、想定値としての被災者数まで配分対象が増えた場合には第3回配分のための留保額のほうで対応できるという見方でよいでしょうか。  |
| 事務局   | お見込みのとおりです。配分見込み額は現時点での被災者全員から申請をいただけた場合に払い出す金額の見込みを記載しています。  |
| 加山委員  | その見込みはなかなか難しいと思うのですが、今時点から新たに被災者が大幅に増えるということもないのかと思うのですが。   |
| 事務局   | 申請が2月末締め切りで、本日2月20日ですので大幅に増えることはないと思うのですが、発災直後のローリング調査で市が把握している件について罹災証明の申請がなされる可能性がないとは言えませんので、第3回に備える留保額を確保するためにも余裕を見た想定となっています。実情としては、最近では罹災証明の申請も非住家の申請が来る程度で、見舞金の申請もほとんどありません。                       |
| 田宮委員  | 発災から約4か月経っているわけですがけれども、第1回の審議時には重傷者というのはわかっていなくて、今回になって初めてという   |
| 事務局   | 重傷者の方の定義は「負傷し、1箇月以上の治療を要する見込み」ということなのですが、治療中には申請せず、完治を待って見舞金を申請されたためこのタイミングになって判明した次第です。  |
| 田宮委員  | そうすると、完治からもかなり日が経っているから、今から申請者が増えるということもあまり考えにくいですかね。   |
| 事務局   | 9月の台風で前回審議後の11月・12月に重傷者の見舞金の申請が集中していました。1月になって2件申請がありましたが、それ以降は申請がありません。  |
| 加山委員  | 2月末で申請を締め切って、3月にまた県から配分された後にまた振込をするというスケジュールですね。まだ1回も振り込んでいない方には早く振り込んで差し上げたいと思うのですが、既に1回配分している方には短い期間の中で2回・3回と振り込むのではなくて、まとめて振り込む方が、事務効率がいいのではないのでしょうか。どちらかといえば、未申請の方に如何に申請していただくようフォローすることを優先すべきだと思います。 |
| 事務局   | ご指摘のとおり事務局内でも2月末の申請締め切りに向けて申請勧奨に力を入れるということを検討しました。一方、今回県から配分される金額が想定以上に大きかったので、一日も早く被災者に義援金を届けるべく、2回目の  |

|      |   |
|------|---|
|      | 配分をしようと案を作成しました。ただし、一旦2月末までは申請のフォローを優先し、第2回振り込みは3月の中旬以降を予定しています。  |
| 加山委員 | 3回目もある程度の額を配分できればいいのですが、3回目があまりに少額になるくらいであれば、2回目・3回目を合算でという選択肢もあるかなと思いました。県からの3回目の配分はどのくらいになるのでしょうか。  |
| 事務局  | 県からは3つある窓口のうち1つの締めが間に合わなかったのみであり、留保額はほとんどないと聞いています。   |
| 加山委員 | そうすると第3回は少額になりそうですね。  |
| 事務局  | その通りです。スケジュールの中でも第3回の審議を経て第3回目振り込みを3月にと予定していましたが、少額となると必ずしも急いで3月末に配分しなくてもいいのではと思っています。2月末の申請数の確定の状況などを踏まえて、県からの最終配分も勘案して、第3回の審議をお願いしたいと思います。  |
| 田宮委員 | 3回目の振込が500円～1,000円という可能性もあるということですね。  |
| 事務局  | 県の考え方としては、3回目の配分はすべての被災者に均等にということではなくて、被害の大きいところに重点的にということを行っています。ですので、半壊以下の方については2回目にて打ち止めという可能性もあります。県の配分委員会では第3回は被害の大きい方という方向性ですが、市として一部損壊等も含めて比率を踏襲するか、3回目は被害の程度が大きい方に限定するという考え方に従うかということを経済委員会で諮ることになります。いづれにしても、申請件数などを確実に固めたうえで第3回の配分に臨みたいと考えています。 |
| 田宮委員 | 振込手数料は銀行が負担しているので、できるだけ銀行に配慮してまとめて振り込むようにしています。   |
| 加山委員 | 振込手数料も郵送料もかからないということであれば、速やかに被災者に配分するという点を汲んでの事務局案であれば、理解できるかと思います。ただ、第3回配分がいくらになるかという点は思案のしどころですね。   |
| 小幡委員 | 2月末までは申請フォローに注力するとのことですが、どのように事務を勧めますか。   |
| 事務局  | 基本的には郵送でご案内することになります。再度のご案内に当たっては送付先をご希望に沿ってお送りしているため、今後申請件数に反映されてくると思われま。それでもなお返送がない方には、個々にご連絡してということも2月中にきっちりしていきます。  |
| 小幡委員 | 必要がないから申請しないという方もいると思いますが、いろんな事情があると思うので、郵送だけでなく漏れなくフォローしていただくようお願いいたします。   |
| 江原委員 | 江前回は3つある案から選びましたが、今回は事務局案が1つです。配分太  |

|       |  |
|-------|--|
| 長     | <p>陽に重傷者を加え、配分金額は半壊と同額とし、第2回の配分金額はリスクを勘案してシミュレーションして算定された金額ということでした。スケジュールについては迅速性と県からの配分額の大きさを考慮して第2回配分を被災者に振り込むということでした。異議なしということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>《委員一同》異議なし</p>  |
| 事務局   | <p>死者については静岡市では幸い出ていないのですが、今後もし判明した場合には資料3のとおり（全壊と同じ）金額としてよろしいでしょうか。</p>   |
| 江原委員長 | <p>はい。</p> <p>以上で、本日の審議事項は全て終了しました。</p> <p>皆さまのご協力をいただき、無事審議を終えることができました。ありがとうございました。それでは司会の方に進行をお返しします。</p>   |
| 司会    | <p>江原委員長、ありがとうございました。</p> <p>閉会の前に、事務局より1点ご連絡があります。</p> <p>「第3回 静岡市災害義援金配分委員会」を3月又は4月頃の開催を予定しております。</p> <p>いくつもの附属機関委員を兼務されている委員の皆さまには、ご負担を掛けることとなりますが、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、要職についていらっしゃる皆さままでございますので、次回こそは、できるだけ早期にご連絡させていただきますが、日程調整のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、「第2回 静岡市災害義援金配分委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。</p> |

第2回 静岡市災害義援金配分委員会 次第

令和5年2月20日(月)  
9時30分から11時まで  
静岡庁舎 新館9階 特別会議室

1 開会

2 保健福祉長寿局次長挨拶

3 報告事項

- (1) 災害義援金の募集状況について
- (2) 災害義援金の配分状況について
- (3) 被災状況について

…資料1

4 審議事項

災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について

…資料2

- (1) 追加する配分対象
- (2) 追加する配分基準
- (3) 第2回配分金額
- (4) 配分時期及び配分方法

…資料3

5 閉会

【参考資料】

参考資料1 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

参考資料2 静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

参考資料3 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 第2回配分額の送金及び第3回配分(最終配分)の考え方について(令和5年2月13日付静岡県通知)



## 報告事項 1 静岡市災害義援金の募集状況

令和 5 年 2 月 17 日時点の静岡市災害義援金総額は、60,832,579 円です。前回審議時（47,302,778 円 令和 4 年 11 月 21 日時点）より 13,529,801 円増加しました。

一方、令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金は 363,382,309 円であり、前回静岡市に配分された 131,140,000 円を上回る 193,975,000 円が第 2 回配分として市に割り当てられました。さらに、県からは第 3 回配分が予定されています。

## 報告事項 2 災害義援金の配分状況について

第 1 回配分の交付については、以下のとおり順調に申請を受理し、順次配分が行われています。未申請の方には再度申請の御案内をお送りしています。

令和 5 年 2 月 24 日振込予定分までの累計

|     | 件数    |       |       |     | 申請率    | 交付済額          |
|-----|-------|-------|-------|-----|--------|---------------|
|     | 発送    | 到着    | 処理済   | 未処理 |        |               |
| 葵区  | 618   | 547   | 547   | 0   | 88.51% | 24,304,000 円  |
| 駿河区 | 144   | 123   | 123   | 0   | 85.42% | 4,314,000 円   |
| 清水区 | 2,978 | 2,754 | 2,754 | 0   | 92.48% | 125,053,000 円 |
| 合計  | 3,740 | 3,424 | 3,424 | 0   | 91.55% | 153,671,000 円 |

## 報告事項 3 被災状況について

前回審議時における被災見込み件数は以下のとおりでした。

令和 4 年 11 月 21 日時点

| 人的被害 |     |     | 物的被害 |           |           |       |       |              |              |              |       |
|------|-----|-----|------|-----------|-----------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 死者   | 重傷者 | 軽症者 | 全壊   | 大規模<br>半壊 | 中規模<br>半壊 | 半壊    | 準半壊   | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 | 合計    |
| 0    | 0   | 0   | 4    | 7         | 109       | 2,205 | 1,004 | 272          | 33           | 1,396        | 5,030 |

災害見舞金の交付申請により新たに重傷者に該当する人的被害が判明しました。

令和 5 年 2 月 9 日時点

| 人的被害 |     |     | 物的被害 |           |           |       |     |              |              |              |       |
|------|-----|-----|------|-----------|-----------|-------|-----|--------------|--------------|--------------|-------|
| 死者   | 重傷者 | 軽症者 | 全壊   | 大規模<br>半壊 | 中規模<br>半壊 | 半壊    | 準半壊 | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 | 合計    |
| 0    | 12  | 0   | 4    | 10        | 125       | 2,353 | 959 | 300          | 46           | 1,655        | 5,464 |

## 審議事項 1 災害義援金の交付の対象、基準、時期及び方法について

第 1 回配分委員会の審議結果に沿って、以下のように第 1 回配分を行っているところです。

| 第 1 回配分<br>県と同程度の比率で<br>定額配分 | 全壊      | 大規模<br>半壊 | 中規模<br>半壊 | 半壊     | 準半壊    | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|--------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 1 件当たりの配分額                   | 111,000 | 82,000    | 68,000    | 55,000 | 27,000 | 10,000       | 10,000       | 0            |
| うち市義援金                       | 22,000  | 16,000    | 13,000    | 11,000 | 5,000  | 2,000        | 2,000        | 0            |
| うち県義援金                       | 89,000  | 66,000    | 55,000    | 44,000 | 22,000 | 8,000        | 8,000        | 0            |

人的被害（重傷者）の判明により、人的被害に対する配分について決定する必要が生じています。

| 被災<br>区分     | 人的被害 |     |     | 物的被害    |           |           |        |        |              |              |              |
|--------------|------|-----|-----|---------|-----------|-----------|--------|--------|--------------|--------------|--------------|
|              | 死者   | 重傷者 | 軽症者 | 全壊      | 大規模<br>半壊 | 中規模<br>半壊 | 半壊     | 準半壊    | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |
| 件数           | 0    | 12  | 0   | 4       | 10        | 125       | 2,353  | 959    | 300          | 46           | 1,655        |
| 第 1 回<br>配分額 |      | 未決定 |     | 111,000 | 82,000    | 68,000    | 55,000 | 27,000 | 10,000       | 10,000       | 0            |

つきましては、令和 4 年台風第 15 号により死亡した者及び負傷したと診断された者として災害見舞金の交付を受けた者を対象として、交付された静岡市災害見舞金の人的被害の区分に応じた配分を行うことについて、審議をお願いします。また、県から市町への県義援金の振り込みが当初予定の 2 回から 3 回に変更されたことに伴い、市から被災者への第 2 回配分を実施するにあたっての配分金額も合わせて審議願います。

## 1 配分対象

災害義援金は市内外の皆様から寄託いただいた浄財を原資とすることから、人的被害についても確かに損傷を負った被災者に公正かつ適切に配分することが求められます。

既に診断書を添えて人的被害の申告があった災害見舞金交付対象者を災害義援金の配分対象とすることで、漏れなく被災者に申請の勧奨ができ、申請受理及び審査手続において市が迅速に確認することが可能になり、災害義援金を早期支給につなげることができます。

※ 軽症者（令和 4 年台風第 15 号により負傷し、1 月未満で治癒できる見込みの者）は、災害見舞金の交付対象に含まれないことから、災害義援金の対象にも含まれません。

※ 行方不明者についても、災害見舞金の交付対象に含まれないことから、災害義援金の対象にも含まれません。行方不明者には、市から災害弔慰金が交付されます。

|             |   |
|-------------|---|
| 既決の配分対象     | 物的被害：罹災原因が令和 4 年台風第 15 号であり、被災家屋の所在地が静岡市内である住家に居住する世帯として罹災証明を交付された者 |
| 新たに加える配分対象案 | 人的被害：令和 4 年台風第 15 号により死亡又は負傷した市民として静岡市災害見舞金の交付を受けた者                 |

## 2 配分基準

物的被害の被災者は、罹災証明申請及び発行の履歴が被災台帳に登録済であるため、申請勸奨をし、順次配分申請を受け付けることができます。

災害見舞金交付対象者についても、既に被災台帳に登録済であるため、災害見舞金の交付基準を基に漏れなく申請を御案内し、速やかに配分申請をしていただけるよう取り計らうことができます。

|             |   |
|-------------|---|
| 既決の配分基準     | 🏠物的被害：交付された罹災証明の被害の程度   |
| 新たに加える配分基準案 | 👤人的被害：交付された静岡市災害見舞金の人的被害の区分<br>・災害により、死亡した市民（災害見舞金 100,000 円）<br>・災害により、負傷し、1 箇月以上の治療を要する見込みのある市民（災害見舞金 50,000 円） |

## 3 第2回配分金額

限りある災害義援金を公正に配分し、被災の程度に見合った金額を生活再建に役立てていただくため、被災者数及び総額を勘案して適切かつ有効な配分比率を決定しなければなりません。

物的被害に対する第1回配分においては、迅速性の観点から一定の金額を配分することとしました。

当初、市から被災者へは2回に分けて配分することを想定していましたが、県から市への第2回配分が2月にも振り込まれるとの決定を受け、市としても物的・人的双方の被災者に第2回配分を繰り上げて交付することとします。第2回配分金額決定のための配分シミュレーション※1は、資料3のとおりです。

|          |   |
|----------|---|
| 第1回配分金額  | 県義援金と市義援金を合わせて配分<br>🏠物的被害：県義援金分 県義援金の第1回の配分単価と同額<br>市義援金分 県義援金の第1回の配分単価と同程度の比率  |
| 第2回配分金額案 | 第1回配分金額算定に準じて県義援金と市義援金を合わせて配分<br>🏠物的被害：県義援金分 県義援金の第2回の配分単価と同額<br>市義援金分 県義援金の第2回の配分単価と同程度の比率<br>👤人的被害：県義援金分 県義援金の第2回の配分単価と同額 ※2、※3<br>市義援金分 県義援金の第1回、第2回の配分単価合計と同程度の比率 |

※1 シミュレーションにおいては、前回同様、以下のリスクを勘案した金額としています。

- ・一次調査（被害の大きかった地域へのローリング調査）で床上浸水とされたが罹災証明未申請の方、一時調査で把握していない被災者の方から罹災証明交付申請がある可能性があります。
- ・災害見舞金や災害義援金の交付対象であることを知った死者の御遺族又は重傷者が申請してくる可能性があります。
- ・県への被災件数最終報告後に到達した配分申請については、県義援金を市義援金で補填します。

※2 重傷者に対する県義援金の配分単価は、「※重傷者は、第1回配分において市町から被害報告はなかったが、第2回配分に当たり新たに報告があったため、今回の配分に計上した。」とされており、第1回との合計配分単価は、以下のとおり「半壊」と同額です。

| 被災区分 | 県：第1回配分単価 | 県：第2回配分単価 | 県：合計 配分単価 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 重傷者  | 0         | 106,000   | 106,000   |
| 半壊   | 44,000    | 62,000    | 106,000   |

※3 死者に対する県義援金の配分単価は、以下のとおり「全壊」と同額です。

| 被災区分 | 県：第1回配分単価 | 県：第2回配分単価 | 県：合計 配分単価 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 死者   | 89,000    | 122,000   | 211,000   |
| 全壊   | 89,000    | 122,000   | 211,000   |

#### 4 配分時期及び配分方法

物的被害に対しては、第1回配分委員会終了後12月下旬から予め印字した申請書を送付し、返送された申請を基に随時配分を行っています。

当初県から市への県義援金の振り込み後の3月に、市から被災者へ配分することを想定していましたが、2月に県から市への第2回配分が2月にも振り込まれるとの決定を受け、市としても当初計画していた第2回配分を繰り上げ、速やかに被災者に配分することが求められます。

新たに配分対象となる人的被害についても、令和5年2月2日に開催された県募集・配分委員会を経て決定された被災市町への第2回配分額に準じた配分を行うこととなります。被災者からの申請受付期限は当初予定通り申請は2月末をもって締め切ることとしますので、人的被害の配分対象者については、本来の申請期限である2月末までに配分申請を返送していただくよう、2月中に個別に申請手続きを御案内し、申請を勧奨することといたします。

なお、被害区分に応じた最終的な配分比率については、令和4年台風第15号災害静岡県義援金の総額及び交付申請受付総数が確定した後に開催する第3回配分委員会において審議し、最終決定された配分金額を交付します。

#### 変更後の配分時期及び配分方法案

| 静岡県                | 静岡市                   |
|--------------------|-----------------------|
| 9/27 義援金受付開始       | 9/30 義援金受付開始          |
| 11/18 第2回県委員会      |                       |
| 11/22 第1回配分額の通知    |                       |
|                    | 11/28 第1回市委員会         |
| 11/29 第1回配分額を市町へ送金 |                       |
| 🏠被災者への案内通知         |                       |
| 🏠被災者へ第1回振込         |                       |
| 12/28 義援金の受付期間終了   | 12/28 義援金の受付期間終了      |
| 2/2 第3回県委員会        |                       |
| 2/6 第2回配分額の通知      |                       |
|                    | 2/20 第2回市委員会          |
| 👤人的被害を受けた被災者への案内通知 |                       |
| 🏠👤被災者へ第2回振込        |                       |
|                    | 2/28 配分申請締め切り（当初予定通り） |
| 3月上旬 第3回配分額の通知     |                       |
|                    | 3月～4月 第3回市委員会         |
| 🏠👤被災者へ第3回振込        |                       |
| 配分用口座閉鎖、清算、監査報告    | 配分用口座閉鎖、清算            |
|                    | 4月～5月 第4回市委員会         |

| 県に報告した被災件数  |    | 見舞金交付件数 |     | 罹災証明交付済件数 |       |       |       |     |              |              |              | 合計    |   |
|---|----|---------|-----|-----------|-------|-------|-------|-----|--------------|--------------|--------------|-------|---|
|   |    | 死者      | 重傷者 | 全壊        | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊    | 準半壊 | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |       |   |
| 第1回県からの配分 11/9時点 11/29領収済                                   | 件数 | 0       | 0   | 4         | 6     | 106   | 2,140 | 965 | 1,116        | 30           | 1,316        | 5,683 | 件 |
| 第2回県からの配分 1/11時点 2/14領収済                                    | 件数 | 0       | 11  | 4         | 9     | 123   | 2,336 | 960 | 292          | 39           | 1,597        | 5,371 | 件 |
| 第3回県からの配分 3月領収予定  | 件数 |         |     |           |       |       |       |     |              |              |              |       |   |
| 県からの配分 合計   | 件数 |         |     |           |       |       |       |     |              |              |              |       |   |
| 県への被災件数最終報告から2月末の配分申請締切までの誤差分の不足見込み<br>(第2回市配分審議時想定件数の2%程度) | 件数 | 0       | 0   | 0         | 0     | 2     | 52    | 19  | 11           | 0            |              | 84    | 件 |

| 県義援金(静岡市分)  |       |
|-------------|-------|
| 131,140,000 | 円     |
| 193,975,000 | 円     |
| α           |       |
| 325,115,000 | 円 + α |
| 7,014,000   | 円     |

| 市が審議において用いた被災件数     |    | 見舞金交付件数 |     | 罹災証明交付済件数 |       |       |       |       |              |              |              | 合計    |   |
|---------------------|----|---------|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|-------|---|
|                     |    | 死者      | 重傷者 | 全壊        | 大規模半壊 | 中規模半壊 | 半壊    | 準半壊   | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |       |   |
| 被災直後の一次調査           | 件数 |         |     |           |       |       |       |       | 4,272        |              | 1,536        | 5,808 | 件 |
| 第1回市配分審議時 11/21時点確定 | 件数 | 0       | 0   | 4         | 7     | 109   | 2,205 | 1,004 | 272          | 33           | 1,396        | 5,030 | 件 |
| 一次調査把握数を上限とした増見込    | 件数 |         |     |           |       |       | 336   |       | 336          |              | 140          | 811   | 件 |
| 第1回市配分審議時 想定        | 件数 | 0       | 0   | 4         | 7     | 109   | 2,541 | 1,004 | 608          | 33           | 1,536        | 5,841 | 件 |
| 第2回市配分審議時 2/9時点確定   | 件数 | 0       | 12  | 4         | 10    | 125   | 2,353 | 959   | 300          | 46           | 1,655        | 5,464 | 件 |
| 一次調査把握数を上限とした増見込    | 件数 |         | 35  |           |       |       | 261   |       | 261          |              |              | 556   | 件 |
| 第2回市配分審議時 想定        | 件数 | 0       | 47  | 4         | 10    | 125   | 2,614 | 959   | 561          | 46           | 1,655        | 6,020 | 件 |

単位：人

単位：世帯、棟

| 市義援金 受付総額          |   |
|--------------------|---|
| 60,832,579         | 円 |
| 第1回審議時点 47,302,778 | 円 |

| 第1回配分金額 県と同程度の比率で定額配分 |    | 死者     | 重傷者 | 全壊      | 大規模半壊  | 中規模半壊  | 半壊     | 準半壊    | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |
|-----------------------|----|--------|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 1件当たりの配分金額            | 金額 |        |     | 111,000 | 82,000 | 68,000 | 55,000 | 27,000 | 10,000       | 10,000       | 0            |
| うち市義援金分               | 金額 |        |     | 22,000  | 16,000 | 13,000 | 11,000 | 5,000  | 2,000        | 2,000        | 0            |
| うち県義援金分               | 金額 | 89,000 |     | 89,000  | 66,000 | 55,000 | 44,000 | 22,000 | 8,000        | 8,000        | 0            |

| 義援金 配分見込額<br>(罹災証明・見舞金交付済分) |               |
|-----------------------------|---------------|
| 合計                          | 168,532,000 円 |
| 市                           | 33,243,000 円  |
| 県                           | 135,289,000 円 |

| 第2回配分金額案 県と同程度の比率で定額配分 |    | 死者 ※1   | 重傷者     | 全壊      | 大規模半壊  | 中規模半壊  | 半壊     | 準半壊    | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |
|------------------------|----|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 1件当たりの配分金額             | 金額 | 242,000 | 121,000 | 131,000 | 99,000 | 83,000 | 66,000 | 33,000 | 14,000       | 14,000       | 0            |
| うち市義援金分                | 金額 | 31,000  | 15,000  | 9,000   | 7,000  | 6,000  | 4,000  | 2,000  | 1,000        | 1,000        | 0            |
| うち県義援金分                | 金額 | 122,000 | 106,000 | 122,000 | 92,000 | 77,000 | 62,000 | 31,000 | 13,000       | 13,000       | 0            |

| 義援金 配分見込額<br>(罹災証明・見舞金交付済分) |               |
|-----------------------------|---------------|
| 合計                          | 205,130,000 円 |
| 市                           | 12,712,000 円  |
| 県                           | 192,418,000 円 |

| 第1回・第2回配分金額合計   |    | 死者      | 重傷者     | 全壊      | 大規模半壊   | 中規模半壊   | 半壊      | 準半壊    | 一部損壊<br>床上浸水 | 一部損壊<br>浸水以外 | 一部損壊<br>床下浸水 |
|-----------------|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 1件当たりの配分金額      | 金額 | 242,000 | 121,000 | 242,000 | 181,000 | 151,000 | 121,000 | 60,000 | 24,000       | 24,000       | 0            |
| うち市義援金の配分金額     | 金額 | 31,000  | 15,000  | 31,000  | 23,000  | 19,000  | 15,000  | 7,000  | 3,000        | 3,000        | 0            |
| 一部損壊床上浸水を1とした比率 | 率  | 10.333倍 | 5.000倍  | 10.333倍 | 7.667倍  | 6.333倍  | 5.000倍  | 2.333倍 | 1.000倍       | 1.000倍       | 0.000倍       |
| うち県義援金の配分金額     | 金額 | 211,000 | 106,000 | 211,000 | 158,000 | 132,000 | 106,000 | 53,000 | 21,000       | 21,000       | 0            |
| 一部損壊床上浸水を1とした比率 | 率  | 10.048倍 | 5.048倍  | 10.048倍 | 7.524倍  | 6.286倍  | 5.048倍  | 2.524倍 | 1.000倍       | 1.000倍       | 0.000倍       |

| 義援金 配分見込額<br>(罹災証明・見舞金交付済分) |               |
|-----------------------------|---------------|
| 合計                          | 373,662,000 円 |
| 市                           | 45,955,000 円  |
| 県                           | 327,707,000 円 |

※1 1件当たりの配分金額は第1回県義援金分の配分金額(89,000円)を含みます。

※2 第3回配分を領収見込みであるため大幅な留保額不足は発生しません。県への被災件数最終報告から2月末の配分申請締切までの誤差についてのみ不足が生じる見込みです。

| 第3回配分のための留保額 |                 |
|--------------|-----------------|
| 合計           | 12,285,579 円    |
| 市            | 14,877,579 円    |
| 県            | -2,592,000 円 ※2 |

## 【参考資料1】

## 静岡市災害義援金配分委員会 委員名簿

五十音順

|     | 氏名                | 所属             | 職名   |
|-----|-------------------|----------------|------|
| 委員長 | えばら かつゆき<br>江原 勝幸 | 静岡県立大学短期大学部    | 准教授  |
| 委員  | おばた たけひろ<br>小幡 剛弘 | 静岡市社会福祉協議会     | 常務理事 |
| 委員  | かじたに こう<br>梶谷 浩   | 静岡市民生委員児童委員協議会 | 会長   |
| 委員  | かやま ひでたけ<br>加山 秀剛 | 加山公認会計士事務所     | 所長   |
| 委員  | たみや ふみお<br>田宮 文雄  | 静岡市自治会連合会      | 副会長  |

## 事務局

| 氏名                 | 職名               |
|--------------------|------------------|
| いけだ ようへい<br>池田 陽平  | 保健福祉長寿局次長兼健康福祉部長 |
| にしじま ひろみち<br>西島 弘道 | 参与兼福祉総務課長        |

静岡市災害義援金に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、令和4年台風第15号の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭（以下「災害義援金」という。）に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市災害義援金配分委員会とする。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法について調査審議すること。
- (2) 災害義援金の交付の対象、基準、金額、時期及び方法に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第4条 附属機関は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被災者の支援に関し優れた識見を有する者
- (2) 会計監査に関し優れた識見を有する者
- (3) 被災者の支援に係る関係団体を代表する者
- (4) 町内会及び自治会を代表する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年9月30日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(この規則の失効)
- 2 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。



各市町長 様  
(災害義援金担当課扱い)

令和4年台風第15号災害静岡県義援金  
募集・配分委員会会長  
静岡県健康福祉部長 八木 敏裕

令和4年台風第15号災害静岡県義援金  
第2回配分額の送金及び第3回配分(最終配分)の考え方について

県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、このたびの台風災害では、被災地域及び被災者への支援等に御尽力いただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、標記義援金について、令和5年2月2日(木)第3回義援金募集・配分委員会を開催し、別紙1のとおり第2回配分額及び第3回配分(最終配分)の考え方を決定しましたのでお知らせします。本決定に基づき下記のとおり当委員会事務局から貴市・町に第2回配分額を送金いたします。

なお、第1回配分以降に配分対象数に変更となった市町については、調整後の送金額を送金します。

つきましては、当委員会の決定内容を踏まえ、貴市・町にて適正な事務処理のもと被災された方々へ配分いただくとともに、下記により関係資料を事務局へ提出くださいますよう、よろしく願いいたします。

また、受入額の確定は2月下旬に予定しており、確定後速やかに第3回配分を行う予定です。

記

1 貴市・町への配分額

別紙2「第2回配分(市町別配分額一覧)」のとおり。

2 第2回配分額の送金日

令和5年2月14日(火)

※ 貴市町から報告いただいている指定口座に入金します。

3 振込名義

令和4年台風第15号災害静岡県義援金募集・配分委員会 会長 八木 敏裕  
(ふりがな)

れいわよねんたいふうだいじゅうごごうさいがいしずおかけんぎえんきんぼしゅう・はいぶんいいんかい かいちょう やぎ としひろ

4 配分委員会への提出書類

- (1) 提出様式1「義援金配分額入金確認書」：第2回配分額の入金確認後
- (2) 提出様式2「義援金の配分(報告)」：被災者への配分完了後
- (3) 提出方法・提出先

確認又は完了したのちは、速やかに配分委員会事務局まで郵送にて御提出願います。

事務局担当 静岡県福祉長寿政策課  
企画総務班 岩瀬  
住所 〒420-8601  
静岡県葵区追手町9番6号  
電話 054-221-2844

## 令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金 第 2 回配分額結果及び第 3 回配分の考え方

### 1 要旨

「令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金」について、令和 5 年 2 月 2 日に募集・配分委員会を開催し、被災市町への第 2 回配分額及び第 3 回配分（最終配分）の考え方について決定した。

### 2 義援金の概要

- ・名 称：令和 4 年台風第 15 号災害静岡県義援金
- ・期 間：令和 4 年 9 月 27 日（火）～令和 4 年 12 月 28 日（水）
- ・募集機関：(福)静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部、静岡県
- ・受入総額： 363,382,309 円 ※令和 4 年 1 月 27 日現在（受入件数：2,787 件）

### 3 第 2 回配分額

- ・第 2 回配分額：214,603,000 円 を以下のとおり決定した。  
（第 1 回配分済額：146,237,000 円）

| 対象市町 | 配分総額<br>(円) | 第 2 回配分額<br>(円) | 被災区分            | 配分対象数<br>(人・世帯) | 配分単価 (円) |         |         |
|------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|---------|---------|
|      |             |                 |                 |                 | 第 1 回    | 第 2 回   | 合計      |
| 静岡市  | 325,115,000 | 193,975,000     | ①死者             | 3               | 89,000   | 122,000 | 211,000 |
| 浜松市  | 7,212,000   | 4,532,000       | ②重傷者 (※)        | 14              | —        | 106,000 | 106,000 |
| 磐田市  | 6,730,000   | 4,202,000       | ③軽傷者            | 4               | 2,000    | 3,000   | 5,000   |
| 藤枝市  | 5,039,000   | 3,096,000       | ④全壊             | 9               | 89,000   | 122,000 | 211,000 |
| 袋井市  | 4,294,000   | 1,587,000       | ⑤大規模半壊          | 21              | 66,000   | 92,000  | 158,000 |
| 焼津市  | 3,561,000   | 2,127,000       | ⑥中規模半壊          | 126             | 55,000   | 77,000  | 132,000 |
| 島田市  | 3,219,000   | 1,917,000       | ⑦半壊             | 2,374           | 44,000   | 62,000  | 106,000 |
| 川根本町 | 1,797,000   | 1,045,000       | ⑧準半壊            | 1,118           | 22,000   | 31,000  | 53,000  |
| 牧之原市 | 1,434,000   | 874,000         | ⑨準半壊に至らない(一部損壊) | 139             | 8,000    | 13,000  | 21,000  |
| 掛川市  | 965,000     | 550,000         | ⑩床上浸水           | 1,097           | 8,000    | 13,000  | 21,000  |
| 御前崎市 | 684,000     | 418,000         |                 |                 |          |         |         |
| 森町   | 590,000     | 126,000         |                 |                 |          |         |         |
| 菊川市  | 158,000     | 112,000         |                 |                 |          |         |         |
| 富士宮市 | 21,000      | 21,000          |                 |                 |          |         |         |
| 伊東市  | 21,000      | 21,000          |                 |                 |          |         |         |
| 合計   | 360,840,000 | 214,603,000     | 計               | 4,905           | —        | —       | —       |

※重傷者は、第 1 回配分において市町から被害報告はなかったが、第 2 回配分に当たり新たに報告があったため、今回の配分に計上した。

(対象市町：15 市町)

#### 4 第3回配分の考え方

- ・受入額の確定は2月下旬に予定しており、確定後速やかに最終となる第3回配分を行う。
- ・第3回配分は、1月27日以降の受入額及び第2回配分の残額を対象とする。
- ・第3回配分では、残額が生じないように、円単位で配分する。
- ・配分は、重度の被災区分に限定する（死者、重傷者、全壊、大規模半壊、中規模半壊）

#### 《参考》第3回配分の対象となる市町

| 市町   | 被害状況（重度の被災区分） |     |    |       |       | 第3回<br>配分対象 |
|------|---------------|-----|----|-------|-------|-------------|
|      | 死者            | 重傷者 | 全壊 | 大規模半壊 | 中規模半壊 |             |
| 静岡市  |               | 11  | 4  | 9     | 123   | ○           |
| 浜松市  |               | 3   | 2  |       |       | ○           |
| 富士宮市 |               |     |    |       |       |             |
| 伊東市  |               |     |    |       |       |             |
| 島田市  |               |     |    | 2     |       | ○           |
| 磐田市  |               |     |    | 1     |       | ○           |
| 焼津市  |               |     |    |       |       |             |
| 掛川市  | 1             |     | 1  | 1     | 1     | ○           |
| 藤枝市  |               |     |    |       | 1     | ○           |
| 袋井市  | 1             |     | 1  |       | 1     | ○           |
| 御前崎市 |               |     |    |       |       |             |
| 菊川市  |               |     |    |       |       |             |
| 牧之原市 |               |     |    |       |       |             |
| 吉田町  |               |     |    |       |       |             |
| 川根本町 | 1             |     | 1  | 8     |       | ○           |
| 森町   |               |     |    |       |       |             |
| 合計   | 3             | 14  | 9  | 21    | 126   | —           |

※今後被害状況の変更が生じた場合は、第3回配分対象の市町も変更となる可能性あり

# 令和4年台風第15号災害静岡県義援金 市町別配分額一覧

別紙2

単位（千円）

| 区分           |     | 人的被害（人） |     |     |     |     |    | 住 宅（世帯） |     |       |    |       |    |       |    |       |    | 計   | 配分金額 |       |    |                |         |            |            |     |
|--------------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|----|---------|-----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|-----|------|-------|----|----------------|---------|------------|------------|-----|
|              |     | 死者      |     | 重傷者 |     | 軽傷者 |    | 全壊      |     | 大規模半壊 |    | 中規模半壊 |    | 半壊    |    | 準半壊   |    |     |      |       |    | 準半壊に至らない（一部損壊） |         | 床上浸水       |            |     |
| 配分単価<br>（千円） |     | 211     |     | 106 |     | 5   |    | 211     |     | 158   |    | 132   |    | 106   |    | 53    |    | 21  |      | 21    |    | 配分<br>対象数      |         | 第1回<br>配分額 | 第2回<br>配分額 |     |
|              |     | 1回      | 2回  | 1回  | 2回  | 1回  | 2回 | 1回      | 2回  | 1回    | 2回 | 1回    | 2回 | 1回    | 2回 | 1回    | 2回 | 1回  | 2回   | 1回    | 2回 |                |         |            |            |     |
|              |     | 89      | 122 |     | 106 | 2   | 3  | 89      | 122 | 66    | 92 | 55    | 77 | 44    | 62 | 22    | 31 | 8   | 13   | 8     | 13 |                |         |            |            |     |
| 静岡市          | 対象数 |         |     | 11  |     |     |    | 4       |     | 9     |    | 123   |    | 2,336 |    | 960   |    | 39  |      | 292   |    | 3,774          | 325,115 | 131,140    | 193,970    |     |
| 浜松市          | 対象数 |         |     | 3   |     | 3   |    | 2       |     |       |    |       |    | 6     |    | 29    |    | 7   |      | 197   |    | 247            | 7,212   | 2,680      | 4,530      |     |
| 富士宮市         | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       |    |       |    | 1   |      |       |    | 1              | 21      |            | 21         |     |
| 伊東市          | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       |    |       |    | 1   |      |       |    | 1              | 21      |            | 21         |     |
| 島田市          | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     | 2     |    |       |    | 6     |    | 19    |    | 12  |      | 48    |    | 87             | 3,219   | 1,302      | 1,917      |     |
| 磐田市          | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     | 1     |    |       |    | 14    |    | 33    |    | 17  |      | 142   |    | 207            | 6,730   | 2,528      | 4,202      |     |
| 焼津市          | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       |    | 3     |    |     |      | 162   |    | 165            | 3,561   | 1,434      | 2,127      |     |
| 掛川市          | 対象数 |         | 1   |     |     |     |    | 1       |     | 1     |    | 1     |    | 1     |    |       |    |     |      | 7     |    | 12             | 965     | 415        | 550        |     |
| 藤枝市          | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    | 1     |    | 3     |    | 22    |    | 6   |      | 157   |    | 189            | 5,039   | 1,943      | 3,096      |     |
| 袋井市          | 対象数 |         | 1   |     |     |     |    | 1       |     | 1     |    | 1     |    | 2     |    | 42    |    |     |      | 62    |    | 109            | 4,294   | 2,707      | 1,587      |     |
| 御前崎市         | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       | 1  |       | 1  |     | 25   |       |    |                | 27      | 684        | 266        | 410 |
| 菊川市          | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       |    | 1     |    | 2   |      | 3     |    | 6              | 158     | 46         | 114        |     |
| 牧之原市         | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       | 3  |       | 6  |     | 27   |       | 11 |                | 47      | 1,434      | 560        | 874 |
| 川根本町         | 対象数 |         | 1   |     |     |     | 1  |         | 8   |       |    |       | 1  |       |    |       |    |     |      |       | 12 |                | 1,797   | 752        | 1,045      |     |
| 森町           | 対象数 |         |     |     |     |     |    |         |     |       |    |       |    |       | 1  |       | 2  |     | 2    |       | 16 |                | 21      | 590        | 464        | 124 |
| 合計           | 対象数 | 3       |     | 14  |     | 4   |    | 9       |     | 21    |    | 126   |    | 2,374 |    | 1,118 |    | 139 |      | 1,097 |    | 4,905          | 360,840 | 146,237    | 214,603    |     |